

## 2008年協約・協定改訂交渉の集約にあたって

本部は、9月30日、2008年協約・協定改訂交渉を集約しました。今年の協約・協定改訂交渉は、7月30日に開催した代表者会議の確認に基づき、制度改善、山積する職場諸要求の解決、加藤誠二さんの解雇撤回などを柱に、職場からの要求を75項目にまとめ、8月7日「申第6号」を提出し交渉を開始しました。申し入れでは、労使関係、労働条件改善、安全問題に対する要求はもとより、デッチ上げ蒲郡駅事件の不当解雇から1年をむかえ、加藤誠二さんの解雇撤回も強く求めてきました。8月22日第1回団体交渉から計7回にわたり交渉を積み上げてきました。

会社は、9月18日第6回団体交渉で10項目の回答を行ないました。その中で、「専任社員への職務乗車証の交付」「裁判員への休暇の拡充」など要求の一部を勝ち取ることができました。しかし75項目の要求からすれば極めて不誠実な回答でした。さらに、この間一貫して求めていた、基本協約の締結に対して、①新しい人事賃金制度の根幹である主任レポートの提出拒否、形骸化させるような運動をしていないことを明言すること、②主任レポート提出拒否や主任レポートを形骸化させることを少なくとも協約・協定締結中は行わないことを明言すること、③そのことを議事録確認で残すことの3項目を基本協約締結の条件として提示してきました。

このような会社の対応は、労働組合活動に対する不当な介入であり、まぎれもない不当労働行為であることから、締結条件3項目に対し、抗議と謝罪を求める「申第9号」及び「申第11号」の申し入れを行ないました。この申し入れに関する団体交渉を9月26日開催し、席上改めて「主任レポートは基本協約の締結条件には関係がない。3項目はJR東海労に『運動をするな』という労働組合への不当な介入である。不当労働行為を認め謝罪せよ」と強く迫り、3項目の撤回を求めました。

しかし会社は、「主任レポートは新しい人事賃金制度の根幹であり、3項目は基本協約の締結条件である」との主張を繰り返し意見は対立となりました。このような状況の中、9月30日、これ以上要求の進展がないと判断し、本部は、改めて「専任社員制度」「運輸システムの社員運用」「新しい人事賃金制度」について妥結の意志を通告すると共に、基本協約の締結を迫りましたが、会社は3項目の基本協約締結条件にこだわり基本協約の締結を拒否しました。したがって、労使関係部分のみを定めた協約を『労働協約』として締結することを確認し、今次協約・協定改訂交渉を集約することとしました。

この間、要求の実現に向けて全職場でビラ配りの取り組みなど、奮闘されてきた組合員の皆さんに敬意を表します。本部は今後とも諸要求を獲得するために奮闘する決意を表明し、2008年協約・協定改訂交渉を集約します。

2008年10月1日  
JR東海労働組合